



# 企業法務ニュースレター

F&Partners 司法書士法人

平成22年5月号

## 1. はじめに

みなさんこんにちは、司法書士の北詰健太郎です。このニュースレターは企業法務に関するテーマについて、取り上げさせていただいております。

4月は何か不安定な天気でしたね。環境問題などが注目されていますが、何か心配になってしまいますよね。5月は晴天が多いといいなと思います。

## 2. 本日のテーマ

今回のテーマは「債務の株式化」です。これはデットエクイティスワップ (Debt Equity Swap, 以下、「DES」といいます。)、デット「=債務」をエクイティ「=資本」にスワップ「=交換」することです。

つまり債権者が会社に対して持っている債権を、その会社の株式に変えてしまうということです。負債が株式になってしまうということなので、財務的に苦しい会社にとっては嬉しいですね。

## 3. どんな時に使われるのか

DESは企業再生の場面で活躍するのですが、例えば債務超過の状態にある会社があった場合、この状態を解消するにはどのような方法があるのでしょうか。まず一つ考えられるのが、債権者に債権放棄をしてもらうことですね。しかし、債権者側からすれば単なる焦げ付きを作るだけですので、よほど特殊な事情が無い限りは難しいかもしれません。

では、DESではどうでしょうか。債権者は債権を現物出資することにより、株式を取得します。一方会社は負債が株式に形を変えるので、その支払いを免れます。さらに現物出資を受けた分の借入金は減り、その分資本金が増えるので、財務体質の改善に役立ちます。貸借対照表では、「負債の部」に計上されている借入金を「資本の部」の資本金ないし資本準備金に振り返られるということです。債権者としても、単純に債権放棄するよりも、株式を保有したほうが企業再建がうまくいけばキャピタルゲインを得ることもできますし、メリットが大きいといえるでしょう。

### 3. DESの方法

DESの方法には、「現物出資型」と「現金振替型」の二つがあります。現物出資型は、債権を新株の対価として現物出資して行う方法であり、現金振替型は、金銭を新株の対価として払込み、その払込まれた金銭で債務を弁済するという方法です。現金を用意する必要がないので、現物出資型の使いやすいといえるかもしれませんね。

### 4. まとめ

以上DESについて書かせていただきました。大きな可能性を秘めたDESについては少しでもご理解いただけただけでしょうか。

DESを行う際には、会社の機関構成や内容によって手続きが異なることがありますし、税金面などの対策もしっかり行う必要があります。専門化が絡んだ方がいいと思いますので、ご興味がある方はお気軽に当法人までご連絡ください。

#### 著者紹介



氏名：北詰健太郎

資格：司法書士

学歴：同志社大学 法学部卒

専門：企業法務

備考：NPO法人同志社大学産学連携支援ネットワーク会員

一言：お客様のお役に立てるよう、日々努力して参ります。

#### 事務所紹介

司法書士法人F&Partners

大阪府中央区内本町一丁目1番1号 OCTビル3階

Tel06-6944-5335 Fax06-6944-5336

E-Mail [f-office@256.co.jp](mailto:f-office@256.co.jp)

HP <http://www.kigyohoumunavi.com/>

大阪：特定社員 濱口 光博 簡裁代理認定番号第612364号

京都：特定社員 藤巻 米隆 簡裁代理認定番号第313089号

ご注意：このニュースレターの情報はその内容の正確性・妥当性の確保に務めていますが、それを保証するものではありません。このニュースレターの情報をご利用になられたことによって生じたいかなる損害につきましても、弊事務所は一切の責任を負いませんのでご注意ください。法律相談は司法書士法第3条に定める範囲に限ります。